

昭和町告示第 63 号

昭和町地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により告示し、地域計画の案を次により縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

昭和町長 塩 澤 浩



1 昭和町地域計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

昭和町役場 環境経済課 中巨摩郡昭和町押越 5 4 2 番地 2

(2) 縦覧の期間

自 令和 7 年 8 月 1 日

至 令和 7 年 8 月 15 日

2 意見書の提出

- (1) 昭和町内に農地を有する者（町内に農地を有する法人も含まれる）及び昭和町内で農業を営む者（町内で農業を営む法人も含まれる）は、昭和町地域計画の案について、令和 7 年 8 月 15 日（縦覧期間満了の日）までに、町へ意見を提出することができる。
- (2) 意見の提出は、提出年月日、氏名及び年齢又は名称並びに住所、意見の趣旨及び理由書等を記載した書面に提出者が押印し提出する。
- (3) 意見の提出先は、昭和町役場環境経済課（中巨摩郡昭和町押越 5 4 2 番地 2）とする。